

逗子市職員給与条例の一部改正骨子

1. 改定率 (一般行政職) 0.18% 720円
 (前回改定 H28年度 0.17% 696円)
 (全 職) 0.18% 704円
 (前回改定 H28年度 0.18% 720円)

2. 改定内容

(1) 給料

- ア 給料平均引上率 (一般行政職) 0.16%
 (全 職) 0.16%

イ 給料表上の改定率

給料表(1) 0.20%

級	1	2	3	4	5	6	7	8	平均
改定率	0.5	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.20

給料表(2) 0.24%

級	1	2	3	4	5	6	平均
改定率	0.5	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	0.24

(2) 手当

ア 期末勤勉手当

※勤勉手当率のみ改正(第19条関係)

年間支給月数 +0.1月(再任用+0.05月)

6月期 0.9月(再任用0.425月)

12月期 0.9月(再任用0.425月)

<参考> 期末勤勉手当

年間支給率 4.3月分(再任用2.25月分) → 4.4月分(再任用2.3月分)

(3) 実施時期

ア 給料表の改定 平成30年7月1日

イ 期末勤勉手当の改定 平成30年7月1日

※ 平成31年3月31日までの間は、改定後の給料表及び勤勉手当支給月数を適用しない。
 (退職手当の基礎額は、給料表改定後の給料を適用する。)

■ 期末手当 及び 勤勉手当

2017年度(平成29年度)人事院勧告関係

◎現行(平成28・29年度)

	6月期			12月期			年間		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
一般職員	1.225	0.85	2.075	1.375	0.85	2.225	2.6	1.7	4.3
特定管理職員	1.025	1.05	2.075	1.175	1.05	2.225	2.2	2.1	4.3
再任用職員	0.65	0.4	1.05	0.8	0.4	1.2	1.45	0.8	2.25

◎平成30年度(改定後)

	6月期			12月期			年間		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
一般職員	1.225	0.85	2.075	1.375	0.9	2.275	2.6	1.75	4.35
特定管理職員	1.025	1.05	2.075	1.175	1.1	2.275	2.2	2.15	4.35
再任用職員	0.65	0.4	1.05	0.8	0.425	1.225	1.45	0.825	2.275

※平成30年7月1日改定のため、6月期は従前どおり。

※平成31年3月31日までの間は、勤勉手当支給月数を適用しない。(年間支給月数の調整も実施しない。)

◎平成31年度以降

	6月期			12月期			年間		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
一般職員	1.225	0.9	2.125	1.375	0.9	2.275	2.6	1.8	4.4
特定管理職員	1.025	1.1	2.125	1.175	1.1	2.275	2.2	2.2	4.4
再任用職員	0.65	0.425	1.075	0.8	0.425	1.225	1.45	0.85	2.3

【参考】 国においては、H29年12月期の勤勉手当支給月数を0.95月とし、年間支給月数を調整した。

逗子市職員給与条例（昭和31年条例第9号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○逗子市職員給与条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年9月28日 逗子市条例第9号</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第19条（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給与月額に、規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>（1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給与月額に<u>100分の85</u>（第18条第2項の規則で定める職員にあつては<u>100分の105</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>（2） 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給与月額に<u>100分の40</u>（第18条第2項の規則で定める職員にあつては<u>100分の50</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4（略）</p> <p><u>別表第1（第4条関係）</u></p> <p><u>別表第2（第4条関係）</u></p>	<p>○逗子市職員給与条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年9月28日 逗子市条例第9号</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第19条（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給与月額に、規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>（1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給与月額に<u>100分の90</u>（第18条第2項の規則で定める職員にあつては<u>100分の110</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>（2） 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給与月額に<u>100分の42.5</u>（第18条第2項の規則で定める職員にあつては<u>100分の52.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4（略）</p> <p><u>別表第1（第4条関係）</u></p> <p><u>別表第2（第4条関係）</u></p>

逗子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第13号）新旧対照表

現行	改正後（案）																								
<p>○逗子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年 7 月 6 日 逗子市条例第13号</p> <p>（給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="206 641 925 933"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;">372,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;">420,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;">471,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;">532,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;">607,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 （略）</p> <p>（給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第18条第2項の規定の適用については、同項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>3 （略）</p>	号給	給料月額（円）	1	372,000	2	420,000	3	471,000	4	532,000	5	607,000	<p>○逗子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年 7 月 6 日 逗子市条例第13号</p> <p>（給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1189 641 1908 933"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>373,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>421,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;">471,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;">532,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;">607,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 （略）</p> <p>（給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第18条第2項の規定の適用については、同項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3 （略）</p>	号給	給料月額（円）	1	<u>373,000</u>	2	<u>421,000</u>	3	471,000	4	532,000	5	607,000
号給	給料月額（円）																								
1	372,000																								
2	420,000																								
3	471,000																								
4	532,000																								
5	607,000																								
号給	給料月額（円）																								
1	<u>373,000</u>																								
2	<u>421,000</u>																								
3	471,000																								
4	532,000																								
5	607,000																								